

取 扱 基 準

名 称	農業近代化資金利子補給金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	農業者の金利負担の軽減を図るため、農業近代化資金の借入者に対し利子補給を行う。
目 標	数値化□ 非数値化■
	農業者の金利負担の軽減と経営の安定を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 補助事業者の事業内容により評価する。
補助事業者	公表していません（融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため）。
補助対象経費の内 容	利子
補助額 及びその算定方法 又は補助率	農業近代化資金利子額相当額 実行補助率は実際の申請により決定するため未定 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 農業者の施設及び機械整備の近代化を推進するため低利資金の融通を図ることにより、作業効率性及び生産性向上につなげるため。
開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 30 日
終 期	令和 8 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp